



用語解説

用語解説

あ行

網干ブロック

旧姫路市総合計画で定められていた地域ブロックの1つ。本市の臨海部の最西端に位置するブロック。

医療法

医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とした法律。

か行

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更を行う行為のこと。

家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

学校教育法

現行の教育制度のうち、学校に関する制度の基本を規定した法律。

株式会社商工組合中央金庫法

株式会社商工組合中央金庫の設立・運営・管理・業務等について定めた法律。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土地）で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。

居住誘導区域

人口減少下においても、商業・医療等の日常生活

サービス機能や公共交通の持続的な維持・向上を図るため、都市の居住者の居住を誘導すべき区域。

銀行法

銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行業務の健全・適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする法律。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与するための法律。

減災

防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災はあらかじめ被害の発生を想定した上で、少しでも被害の軽減をはかる取り組み。

建築行為

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律である建築基準法に基づく建築物を建築する行為。

高次都市機能

都市機能のうち、日常生活圏を超えた広域の人々を対象に、質の高いサービスを提供する機能。

高次都市機能増進施設

高次都市機能を有する都市機能増進施設。

交通結節機能

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設の機能。（例：鉄道駅、バスターミナル、港湾など）

交通結節点

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通

手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

コミュニティバス

地域住民の多様なニーズにきめ細やかに対応する地域密着型のバス。

さ行

災害レッドゾーン

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域の4つの区域。

サイクルアンドライド

交通混雑緩和のため、自転車から鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え、目的地に入るシステム。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

飾磨ブロック

旧姫路市総合計画で定められていた地域ブロックの1つ。臨海都市街地の東西軸と、姫路駅周辺から飾磨港へ至る南北軸の結節点に位置するブロック。

地場産業

特定の地域にその立地条件を生かして定着し、特産品を製造している産業。

人口集中地区

統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査基本単位区等を基本単位として、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が隣接し、人口5,000人以上を有する地域。

浸水想定区域

水防法に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川(水位周知河川)において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

信用金庫法

国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性に鑑み、その監督を適正に期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とした法律。

た行

大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法に基づき、店舗面積(基準面積)1,000m²を超える小売業を行う店舗。

多核連携型都市構造

姫路市総合計画で掲げている都市構造のこと。持続可能な都市の構築に向けて、都市機能を分担し相互補完する都市構造の構築を目指している。

多極ネットワーク型

各拠点を公共交通ネットワークで結ぶこと。

地域公共交通網形成計画

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもの。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業(地域公共交通特定事業など様々な取組)について記載している計画。

地域コミュニティ

同じ生活圏域に居住する住民間でつくられる地縁

型のコミュニティ。

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細やかなルールを定めるもの。

中部ブロック

旧姫路市総合計画で定められていた地域ブロックである中部第一ブロックと中部第二ブロックを併せた地域ブロック。姫路駅周辺の本市の中心に位置する2つのブロック。

特別工業地区

用途地域を補完する「特別用途地区」の1つで、本市では白浜地域の一部において指定している。

特別指定区域制度

条例に基づき、住民が中心となって組織するまちづくり協議会が地域の課題を解決する土地利用計画を作成し、市がその土地利用計画を実現できるように区域指定を行うことによって、地域の活性化などに必要な住宅等の立地を可能とする制度。

特別用途地区

都市計画法で定められる地域地区の1つ。用途地域を補完し、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等を図るため、用途制限を強化もしくは緩和することができるもの。

都市機能

人々の生活や企業の本市の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ働きのこと。

都市機能増進施設

商業施設、医療施設、福祉施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

都市機能誘導区域

都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。

都市基盤施設

道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設。

都市計画区域

都市計画の出発点として、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画法

都市における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、区域区分や地域地区の設定、都市施設の計画など都市計画の内容及び決定手続、各種制限及び事業等について定めている。

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を図るため、都市再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。

都市施設

道路や公園、下水道など円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の都市施設を整備、改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者から土地を提供(減歩)してもらい、この土地

を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。

な行

内水

下水道その他の排水施設的能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できないこと。

中播磨圏域の立地適正化の方針

中播磨圏域の概ね 20 年後における持続可能な都市圏の形成に向け、今後取り組むべきまちづくりの方針を示すもの。

南海トラフ地震

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域で発生する地震(概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944 年)及び昭和南海地震(1946 年))が発生してから 70 年以上が経過)。

西播磨地域都市計画区域マスタープラン

兵庫県が「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針として、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示したもの。西播磨地域都市計画区域マスタープランに、「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(中播都市計画区域マスタープラン)」が定められている。

日本郵便株式会社法

日本郵便株式会社の業務などを定めた法律。

農業協同組合法

農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする法律。

は行

パークアンドライド

交通混雑緩和のため、自動車を都市郊外の駐車場に駐車し(パーク)、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え(ライド)、目的地に入るシステム。

播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン

播磨地域において、本市を中心とした連携中枢都市圏*を形成し、播磨圏域が目指すべき将来像や連携協約に基づき推進する具体的な取組をまとめたまちづくり構想。

※連携中枢都市圏: 相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・超高齢社会においても、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」づくり。

姫路市公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進と保有量の最適化、財政負担の軽減・平準化に取り組む計画。

姫路市子ども・子育て支援事業計画

本市の子ども・子育て家庭の現状と課題を分析し、今後取り組むべき子ども・子育て支援に関する施策を示すもの。

姫路市総合計画

本市の総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となる計画。都市づくりの基本理念、目指すべき都市像、基本目標、目標とする人口と都市構造等と都市づくりの方策を示した基本構想と、基本構想に掲げる基本目標を達成するための施策を総合的、体系的に示した基本計画及び基本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業を示した実施計画で構成される。

姫路市総合交通計画

社会情勢の変化や本市特有の交通課題に対応し、将来のまちづくりの方向性を見据えた交通体系を構築するための取組を示した計画。

姫路市中心市街地活性化基本計画

平成 18 年 8 月に施行された「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地全体の活性化を目指した具体的な取組みを示した計画。

姫路市都市計画マスタープラン

土地利用や市街地形成等について具体的な将来像を定め、道路、公園、下水道等の施設整備の課題への対応として、中長期的な取組の方向性を示した計画。

ひめじ創生戦略アクションプラン

ひめじ創生戦略※に基づいた具体的な行動計画を示したもの。

※ひめじ創生戦略：人口減少とこれに伴う地域経済の縮小を克服し、播磨の中核都市にふさわしい人口規模と経済力を確保し都市活力を維持することを目的とした計画。「人口ビジョン」と「総合戦略」の二部で構成される。

兵庫県保健医療計画

医療法に基づき兵庫県が策定した医療計画。県民、市町、保健・医療機関、関係団体等の参画と協働のもと、それぞれが取り組むべき保健・医療分野の基本的指針となる。

広畑ブロック

旧姫路市総合計画で定められていた地域ブロックの 1 つ。本市の臨海部に位置する地域で、海側の臨海産業地域と内陸側の市街地のブロック。

防災指針

居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針。

ま行

モータリゼーション

自動車が普及し、人々の生活の中で広範に利用されるようになる状態。

や行

用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を、都市計画法に基づいて定めた地域。土地の使い方（建築物の用途）の制限とあわせて、容積率や建ぺい率等の建築物の大きさなど、建て方のルールを定めている。

山崎断層帯地震

7 本の断層（大原（おおはら）断層、土万（ひじま）断層、安富（やすとみ）断層、暮坂峠（くれさかとうげ）断層、琵琶甲（びわこう）断層、三木（みき）断層、草谷（くさだに）断層）から成り立つ、全長約 80km に及ぶ日本有数の活断層。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

ら行

連携中枢都市

連携中枢都市圏において、人口 20 万人以上、昼夜間人口比率概ね 1 以上など、地域において相当規模の人口と中核性を持つ指定都市又は中核市のこと。（連携中枢都市圏については、播磨圏域中枢都市圏ビジョンの項参照。）

労働金庫法

労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発展を促進するとともに、労働者の経済的地域の向上に資することを目的とした法律。

D

DID区域

人口集中地区と同意義（人口集中地区の項参照）。

P

PDCA サイクル

マネジメント手法の 1 つで、plan(立案・計画), do(実施), check(検証・評価), action(改善)の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。